

医療ケア児支援強化

法案提出へ 自治体対応責務に

超党派議員で作る「永田町子ども未来会議」は、医療的な介助が必要な「医療的ケア児」への支援を強化する「医療的ケア児支援法案」を、今国会に議員立法で提出する方針を固めた。国や自治体、学校に対し、ケア児に必要な対応を責務として求めることが柱だ。

一般的にケア児は、自力での呼吸や食事、排せつが難しく、人工呼吸器や管を使った栄養摂取、たんの吸引などの日常的ケアが不可欠な未成年者を指す。厚生

ケア児と家族を社会全体で支え、居住地にかかわらず

医療的ケア児支援法案のポイント

- ▷ ケア児を、人工呼吸器による呼吸管理やたんの吸引が日常的に必要な児童と定義
- ▷ 国や自治体はケア児の支援を行う責務を負う
- ▷ 各都道府県に「医療的ケア児支援センター」を設置
- ▷ 保育所、幼稚園、学校などに看護師や介護福祉士を配置

適切な支援を受けられるよう求めるなど、保護者に負担が大きい現状がある。保育所で預かってもらえないケースも多い。これを受け、法案には、学校や保育所に看護師や介護福祉士を配置するなど「必要な措置を講ずる」と明記した。法案は、同会議のメンバーでケア児の子どもを持つ超党派議員の野田聖子幹事長代行や、立憲民主党の荒井聡・元国家戦略相らが中心となつてまとめた。同会議は、全会一致による衆院厚生労働委員長提案の形で国会に提出し、今国会で成立させることを目指している。

(C)読売新聞社 無断転載・複製禁止。放送、出版等での二次利用の際は読売新聞知的財産担当 (mail: t-chizai06@yomiuri.com tel:03-6739-6961)まで。